

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度 第2回 小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部 交通対策課
開 催 日 時	令和8年3月27日（金）午後2時00分～午後2時45分
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	
会 議 次 第	<p>1 報 告 都内・管内の交通事故発生状況について</p> <p>2 協議事項 令和8年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について</p> <p>3 報告事項 (1) 令和8年春の全国交通安全運動期間中の取り組みについて (2) 令和7年度 主な交通安全対策事業（実績報告） (3) 令和8年度 主な交通安全対策事業（予定）</p> <p>4 その他 ・ 次回の日程 ・ 委員改選</p>
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名	別紙のとおり

提出資料	<p><b>【当日配布資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小金井市交通安全推進協議会委員名簿 資料1</li><li>・令和8年春の交通安全運動市内広報文（案） 資料2</li><li>・令和7年度 主な交通安全対策事業（実績報告） 資料3</li><li>・令和8年度 主な交通安全対策事業（予定） 資料4</li></ul> <p><b>【事前配布資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和8年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）</li></ul>
------	---

## 令和7年度第2回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 令和8年3月27日（金）午後2時00分～午後2時45分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎8階 801会議室

3 内 容

(1) 報 告

都内・管内の交通事故発生状況について

(2) 協議事項

令和7年秋の小金井市交通安全推進要領（案）について

(3) 報告事項

(1) 令和8年春の全国交通安全運動期間中の取り組みについて

(2) 令和7年度 主な交通安全対策事業（実績報告）

(3) 令和8年度 主な交通安全対策事業（予定）

(4) その他

・ 次回の日程

・ 委員改選

4 出席者

【委 員】（敬称略）

並木 正彦（代理出席）、太田 宏徳、関（代理出席）、浅野 智彦、石塚（代理出席）、渡辺 昭子、小山 定男、中川 泰行、土屋 和子、大屋 志帆、今野 修明、塩原（代理出席）

【小金井市】

渡邊 健介（交通対策課長）、堀池 浩二（交通対策課交通対策係主査）

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【事務局】

**開会、資格審査、配布資料の確認**

それでは、以上をもちまして、報告事項等を終了させていただき、会長へ引き継がせていただきます。

小山会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【会 長】

それでは、進行を引き継がさせていただきます。

次第1の都内・管内の交通事故発生状況について、小金井警察署並木課長より説明をお願いします。

**【警察・並木課長】**

都内・管内の交通事故発生状況について説明

**【会 長】**

ご意見ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

**【会 長】**

無いようでしたら、次第2の協議事項「令和8年春の小金井市交通安全運動推進要領(案)」について事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

令和8年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）に沿って説明

**【会 長】**

事務局からの説明がおわりました。ご意見ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

**【浅野委員】**

本年の4月1日から法改正に伴って、自転車への規制が厳しくなる。それを踏まえて、市として自転車への環境整備は重要であり、特に、自転車レーンの整備は必要と考えますが、市の見解は

**【会長】**

事務局から何かありますか

**【事務局】**

環境整備は課題としてとらえており、必要性も認識しています。しかしながら、市内には狭隘道路も多く、対応が難しい状況にあります。また、環境整備には相当の予算措置が必要となり、その根拠となる整備等に関する計画も必要となることから、現段階では今後の検討課題と考えています。

市としての法改正の対応といたしましては、市報、HP、各種イベントなどの機会を活用して自転車の安全利用についての周知啓発に努

めていきたいと考えています。

【会 長】

その他、無いようでしたら「令和 8 年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

【会 長】

ご異義がありませんので、原案どおり決定いたします。恐れ入りますが、カッコ書きの（案）を消していただきますようお願いいたします。

【会 長】

続きまして、次第 3 「報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

報告事項(1)(2)(3)に沿って説明

【会 長】

事務局からの説明が終わりました。  
ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

【会 長】

無いようでしたら、次第 4 「その他」について、事務局から

【事務局】

次回の開催は 8 月を予定しております。  
来年度、一斉の委員改選となるため、委嘱手続きをお願いします。

【会 長】

その他については、次回開催は 8 月予定であるということと、委員改選があり、委員委嘱の文書が 4 月以降に届くということです。

皆様、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

最後に何かご質問等はございませんか。

無ければ、これで令和 7 年度第 2 回小金井市交通安全推進協議会を終了させていただきます。

本日は協議会の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

# 令和 7 年度 第 2 回 小金井市交通安全推進協議会 次第

日 時 令和 8 年 3 月 2 7 日（金）午後 2 時から  
場 所 小金井市役所第二庁舎 8 0 1 会議室

## 1 報 告

都内・管内の交通事故発生状況について

## 2 協議事項

令和 8 年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

## 3 報告事項

- (1) 令和 8 年春の全国交通安全運動期間中の取り組みについて
- (2) 令和 7 年度 主な交通安全対策事業（実績報告）
- (3) 令和 8 年度 主な交通安全対策事業（予定）

## 4 その他

- ・ 次回の日程
- ・ 委員改選

### 【配布資料】

- ・ 小金井市交通安全推進協議会委員名簿 資料 1
- ・ 令和 8 年春の交通安全運動市内広報文（案） 資料 2
- ・ 令和 7 年度 主な交通安全対策事業（実績報告） 資料 3
- ・ 令和 8 年度 主な交通安全対策事業（予定） 資料 4

### 【事前配布資料】

- ・ 令和 8 年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）

## 小金井市交通安全推進協議会委員名簿

令和 8 年 3 月 1 日現在

No.	職名	氏名	備 考（推薦団体等）
1	委員	渡辺 裕子	警視庁小金井警察署（署長）
2	委員	太田 宏徳	小金井市議会（議員）
3	委員	丸田 伸彦	東京消防庁小金井消防署（署長）
4	委員	松本 良親	日本郵便株式会社（小金井郵便局長）
5	委員	浅野 智彦	小金井市教育委員会（委員）
6	委員	所 夏目	小金井市教育委員会（市立東小学校長）
7	委員	塩原 真一	小金井市教育委員会（市立緑中学校長）
8	委員	森田 常次	都立多摩科学技術高等学校（校長）
9	委員	村林 竹治	小金井市私立幼稚園協会
10	委員	渡邊 昭子	小金井警察署管内交通安全協会
11	委員	小山 定男	小金井警察署管内交通安全協会
12	委員	中川 泰行	小金井市悠友クラブ連合会
13	委員	土屋 和子	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会
14	委員	信山 重広	武蔵小金井・東小金井駅連絡協議会
15	委員	内田 貴之	東京むさし農業協同組合小金井支店
16	委員	山城 裕路	小金井市商工会（理事）
17	委員	波多野 典子	小金井市商工会（理事）
18	委員	大屋 志帆	(株)尾久自動車
19	委員	今野 修明	京王バス(株)府中営業所
20	委員	清本 秋男	(一社)東京都トラック協会多摩支部

※ 任期は令和 8 年 4 月 3 0 日まで

## 令和 8 年春の交通安全運動市内広報文

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。  
4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

交通事故の多くは、交通ルール、マナーを守らなかったために起きています。  
交通ルールを守り、交通安全の輪を街いっばいに広げて、交通事故をなくしましょう。「たくさんの 笑顔が走る 首都東京」

### 市民の皆さん

新学期が始まる4月から6月にかけて、交通事故が増えています。

普段から交通ルール、交通マナーや思いやりについて話すよう心がけましょう。  
「交通事故を無くすには ルールとマナーと思いやり」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。  
4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

### 二輪ライダーの皆さん

二輪車による交通事故が増えています。

スピードの出しすぎや、無理な追い越しは大変危険です。

交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とすなど、安全な走行に心掛けましょう。

「身につけて あなたを守る プロテクター」

### ドライバーの皆さん

「ながらスマホ」が要因の交通事故が増えています。

運転中のスマホ等の使用はやめましょう。

子どもと高齢者の歩行中の事故が増えています。子供や高齢者の動きに注意し、徐行や十分な間隔を保持し、思いやりのある運転をしましょう。

日暮れ時は事故が多くなります。日没より早めにライトを点灯し、交通事故を防ぎましょう。

「歩行者を 守るあなたの 優しい目」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。  
4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

### よい子の皆さん

車は急に止まれません。道路に飛び出すのは絶対にやめましょう。  
道路を渡る時は、必ず止まって、左右をよく見て、車が止まるのを確認してから渡りましょう。

「青だけど たしかめようね みぎひだり」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。  
4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

### 自転車でご通行中の皆さん

自転車での交通事故が増えています。  
自転車も車両です。乗るときはヘルメットを着用しましょう。  
二人乗り、傘差し、スマートフォンやイヤホン使用など危険な運転はやめてください。

自転車は車道が原則、歩道は例外、車道を走る時は左側を通行しましょう。

放置自転車は、歩行者や車椅子の通行に大変迷惑となります絶対やめましょう。

「身につけよう 正しいマナーと ヘルメット」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。  
4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

### 高齢者の皆さん

お年寄りの交通事故が増えています。  
無理な横断はやめ、横断歩道を渡るようにしましょう。  
自分の運転に少しでも不安があったら、運転免許の自主返納を考えましょう。  
ご家庭でも、自主返納について話し合しましょう。

「ひと呼吸 焦らずゆっくり 踏むペダル」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。  
4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

### ドライバーの皆さん

シートベルトを締めていますか。車に乗ったら先ずシートベルト。  
助手席はもちろん、後部座席もシートベルトを締めてください。

シートベルトは、「あなたや家族を守る命綱」です。

小さなお子様には、必ず体格にあったチャイルドシートを正しい方法で着用しましょう。

「シートベルト 締めて安心 全座席」

令和 7 年度 主な交通安全対策事業（実績報告）

1 小学校通学路点検

目的：通学路における交通安全上改善を必要とする箇所の点検実施。

対象：市立小学校全 9 校

参加：P T A、学校、小金井警察署、交通対策課、道路管理課、学務課、児童青少年課

2 意見交換会

内容：市と警察の役割、権限の違いや市の取り組みなど

(1) 日時：令和 7 年 9 月 1 7 日

名称：地域防犯・防災ぐるみの会（第四小学校）

(2) 日時：平成 8 年 2 月 1 4 日

名称：青少年健全育成東部地区委員会管内研修（東小学校）

3 スケアードストレイト

目的：中学生を対象に交通事故現場（スタントマンの実演）を見ることにより、交通安全への更なる意識向上を図る。

対象：緑中・東中

【緑中】実施日：令和 7 年 9 月 2 2 日（月）



【東中】実施日：令和7年12月11日（木）



令和 8 年度 主な交通安全対策事業（予定）

1 小学校通学路点検

目的：通学路における交通安全上改善を必要とする箇所の点検実施。

対象：市立小学校全 9 校

参加：P T A、学校、小金井警察署、交通対策課、道路管理課、学務課、  
児童青少年課

2 意見交換会

今後の要望、調整等により実施

3 スケアードストレイト

目的：中学生を対象に交通事故現場（スタントマンの実演）を見ることにより、交通安全への更なる意識向上を図る。

対象：二中・高校（市内）

4 小金井市交通安全計画（令和 9 年度から令和 1 3 年度まで）の策定

今後のスケジュール

令和 8 年 8 月 協議会に諮問・審議

同年 1 1 月 パブリックコメント実施

令和 9 年 3 月 協議会で審議・答申

令和8年

# 春の小金井市交通安全運動

4月6日（月）～15日（水）

## 推進要領

～世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して～

交通ルールを正しく守りましょう！

交通マナーを実践しましょう！

4月10日（金）は

交通事故死 **ゼロ** を目指す日です。

小 金 井 市  
小金井市交通安全推進協議会

## 第1 目 的

交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

## 第2 スローガン

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

## 第3 期 間

- 1 令和8年4月6日(月)から15日(水)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)

## 第4 主催機関

小金井市  
小金井市交通安全推進協議会  
警視庁小金井警察署  
小金井警察署管内交通安全協会  
関係機関及び団体

## 第5 運動の重点

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止

## 第6 具体的な推進要領

### 1 運動の重点に対する推進要領

#### (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

新学期が始まる4月から6月にかけて死者、重傷者数が増加傾向。

交通事故死者数全体を状態別でみると、歩行中の割合が最も高く、高齢者の割合が約7割を占めている。

歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反が見受けられ、全ての歩行者に対し、交通事故の実態の周知を図り、正しい道路横断等を実践するよう促していく必要がある。

家庭・地域 では	○ふだんから交通ルールと正しいマナーについて、話すよう心がけましょう。 ○外出時には、明るく目立つ服を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自らの存在をアピール」しましょう。
運転者は	○交通ルール、正しいマナー、思いやりをもって運転に心がけましょう。 ○横断歩道外横断する歩行者にも注意しましょう。
職場・学校 等では	○職場では、通学路を含めた子供が多く通る場所を確認し、注意して通行しましょう。 ○学校では、登下校時の危険性について話し合いましょう。

#### (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

自動車を運転する「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にあり、死亡事故の3割以上が車両対歩行者の交通事故である。

飲酒・妨害（あおり）運転等の悪質かつ危険な運転による交通事故が後をたたない。

後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率が低調である。

家庭・地域 では	○「ながらスマホ」の危険性について話し合い、大人が交通ルールを守り、お手本となりましょう。 ○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなど、基本的な交通ルールを守りましょう。
-------------	---

運転者は	○車両運転中のスマホ等の使用は絶対にやめましょう。 ○飲酒運転は絶対にやめましょう。
職場・学校等では	○通学路、日頃の通り道等の危険個所を再点検しましょう。 ○アルコール検知器の使用、ハンドルキーパー運動の促進等の取り組みを推進しましょう。

### (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

※特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」

自転車乗車中の交通事故死者数は65歳以上が約7割を占め、浮腫者数は15才歳以上～19才歳未満の割合が顕著に高い。自転車乗用中の死亡・負傷事故において自転車運転者の約4分の3に法令違反が認められる。

令和8年4月1日から自転車について交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入される。

特定小型原動機付自転車に関しては、全事故に占める飲酒運転による交通事故の割合が著しく高いという特徴がある。

家庭・地域では	<p>○自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。</p> <p>○自転車に乗車する時は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先</li> <li>2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認</li> <li>3 夜間はライトを点灯</li> <li>4 飲酒運転は禁止</li> <li>5 ヘルメットを着用</li> </ol> </div>
運転者は	<p>○自転車も車両です。信号や一時停止の標識を守りましょう。</p> <p>○ヘルメットを着用し、販売店等で定期的に点検整備を受け、損害賠償保険等に参加しましょう。</p> <p>○夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。</p> <p>○二人乗り、並進、傘差し運転や、スマートフォン、イヤホン使用等の危険な運転は絶対に止めましょう。</p>

職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車通勤・通学する者がいる場合は、自転車を安全に利用 するよう、周知に努めましょう。</li> <li>○自転車使用する事業者は、利用者への交通ルール遵守の指導 を徹底しましょう。</li> </ul>
--------------	--

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

**自転車側の高額賠償例**

- 歩道のない下り坂を走行、正面から歩いてきた歩行者と衝突。歩行者は意識不明。  
(神戸地裁平成25年7月4日判決 約9,500万円)
- 夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害  
(横浜地裁平成17年11月25日判決 約5,000万円)

※ 自転車についても、損害賠償保険等に加入しましょう。

#### (4) 二輪車の交通事故防止

令和7年中の都内における二輪車（原動機付自転車を含む）乗車中の死者数は、全死者数の約26%を占め、全国の二輪車を当事者とする死者の構成率を上回る状況です。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。</li> <li>○二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけま しょう。</li> </ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カーブの手前や交差点では十分に速度を落とし、車間をしっ かり空け、心と時間にゆとりを持った安全走行を心がけまし ょう。</li> <li>○ヘルメットの顎ひもをしっかり締め、プロテクターで体を守 りましょう。</li> <li>○車の間のすり抜けや無理な追い越しは絶対にやめましょう。</li> </ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。</li> <li>○出勤、退勤、業務中の事故発生が特に多くなっており、ゆと りを持った運転に努めましょう。</li> </ul>

## 2 主催機関の推進事項

主 催 機 関	推 進 事 項
小金井市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画策定と実施に伴う会議の開催及び関係機関・団体との連絡調整</li> <li>○市報、ホームページ、広報車等の広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開</li> <li>○市内鉄道駅周辺等に「交通安全運動実施中」ののぼり旗を設置する等、地域実態に応じた交通安全普及啓発活動</li> </ul>
警視庁小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報啓発活動及び交通安全教育の推進</li> <li>○交通街頭活動及び交通違反者の指導取締りの徹底</li> <li>○関係機関・団体との連携の強化</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通事故多発路線等における安全対策の推進</li> <li>○道路パトロール等による交通安全施設の点検及び道路交通環境の整備</li> <li>○各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加</li> </ul>
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主的な交通安全活動と各種行事への積極的な参加</li> <li>○職員への周知徹底と飲酒運転根絶、自転車安全利用等の広報・啓発活動の推進及び自転車用ヘルメットの着用促進</li> <li>○トワイライト・オン運動の推進</li> </ul>
小金井警察署管内交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種行事の開催による交通安全活動の推進</li> <li>○会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進</li> <li>○各種広報媒体を活用した積極的な広報活動</li> </ul>
小金井市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校への運動の周知徹底と授業等での交通安全に対する意識付け</li> <li>○安全に道路を通行することに関する日常生活における保護者から児童に対する安全教育の推進</li> <li>○各種広報媒体を活用した保護者への広報・啓発活動の推進</li> <li>○自転車利用者に対するヘルメット着用の促進</li> </ul>